

## 現行の特定業種退職金共済制度について

## 現行の特定業種退職金共済制度について

### ○ 現行の特定業種退職金共済制度の概要

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の3業種）において期間雇用される従業員を対象とし、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が当該従業員に交付する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙を貼付し、当該従業員が業界で働くことをやめたときに、当該従業員からの請求により、機構から直接退職金が支給される。

ただし、特定業種掛金納付月数が24月（被共済者が死亡したとき又は退職した後再び被共済者となることなくして死亡したときは12月）に満たないときは、退職金は支給されない（中小企業退職金共済法第43条第1項ただし書）。

#### （参考）掛金納付月数と支給額との対応関係

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・ 24月未満の場合      | 不支給             |
| ・ 24月以上42月以下の場合 | 掛金納付総額に相当する額の支給 |
| ・ 43月以上の場合      | 掛金納付総額を上回る額の支給  |

#### （参考）現行制度の考え方

特定業種退職金制度は、いわゆる業界退職金共済制度をねらいとするものであることにかんがみ、対象従業員がその業種で従事する期間が一般の中小企業退職金共済制度における常用労働者の一企業における勤続期間に比較して、通常はより長期間であると考えられることから、不支給期間を長期間とするとともに、これによる差額を長期勤続者に振り向けその優遇措置を講じたもの。

#### （参照条文）

- 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）  
（退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつたすべての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したもの）に応じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号又は第二号イに該当すると

きは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。
  - イ 死亡したとき。
  - ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。
  - ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。
- 三 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。

2～5 (略)